

子どもの貧困への総合的な対応

(内閣府・文部科学省・厚生労働省)

	教育支援	生活支援	保護者に対する就労支援	経済的支援
生活保護世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育扶助(基準額、教材代、学習支援費等) ○ 生業扶助(高等学校就学費) ○ 子どもの学習支援 ○ 高校生の就職に必要な資格取得支援の創設 ○ 専修学校等の入学費に充てるための貯蓄の許容 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭訪問等を通じた生活習慣や養育相談等 ○ 福祉事務所に専門の職員を配置できるようにし、本人や子どもの健康に関する相談・支援を実施 ○ ひとり親世帯の親の高校修学支援 ○ 子どもが社会性をつけるための日常生活支援を行う居場所の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労支援員による就労支援の実施 ○ 就労可能な場合は、より頻回にケースワーカーによる訪問等を実施 ○ ハローワークと自治体が一体となった就労支援 ○ 自ら積極的に就労活動に取り組んでいる者への就労活動促進費の支給 ○ 就労収入のうち必要経費を控除(基礎控除) ○ 就労自立給付金の創設(※1) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労収入のうち必要経費を控除(基礎控除)(再掲) ○ 高校生の就労収入のうち、本人の高校卒業後の就労や早期脱却に資する経費を収入認定から除外
生活困窮世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活困窮家庭の子どもに対する学習支援等を行う事業の制度化(※2) ○ 教育費の負担軽減策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園就園奨励費補助 ・ 経済的理由により就学困難な児童生徒に対する就学援助 ・ 私立高等学校等の授業料減免等 ・ 高等学校等奨学金事業交付金 ・ 奨学のための給付金(高校生等奨学給付金)(H264～) ・ 国立大学の授業料等の減免 ・ 私立大学の授業料等の減免 ・ 国立高等専門学校等の授業料等の減免 ・ 大学等奨学金事業 ・ 特別支援教育就学奨励費 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 包括的な相談支援事業の創設(子ども関連事業との連携)(※2) ○ 家計収支等に関するきめ細かな相談支援事業の創設(※2) ○ 保育所の保育料減免 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就労に向けた生活訓練・社会訓練・技術習得訓練を有期で行う事業(「就労準備支援事業」)の創設(※2) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住居を喪失又はそのおそれのある離職者に対する家賃補助のための給付金の制度化(※2)
ひとり親世帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子寡婦福祉資金による高校・大学等への修学資金の貸付 ○ 学習支援ボランティア事業の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所の優先入所 ○ ヘルパー派遣などによる子育て、生活支援の実施 ○ 母子自立支援員による生活相談等の実施 ○ ひとり親の高校修学への母子寡婦福祉資金の貸付 ○ 児童訪問援助員(ホームフレンド)の派遣の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進 ○ 母子自立支援プログラムの策定 ○ ひとり親の能力開発等のための給付金の支給(高等技能訓練促進費等)(H25.4～ 父子家庭へ拡大) ○ 公共職業訓練における母子家庭の母等の職業的自立促進コースの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童扶養手当の支給 ○ 自立を支援する観点からの母子寡婦福祉資金の貸付 ○ 養育費相談支援センターによる養育費の取り決めや養育費確保に関するサポート

※1 生活保護法の一部改正により創設される制度

※2 生活困窮者自立支援法(新法)により創設される事業・制度

注1: 各施策は主な対象世帯に記載。

注2: 全世帯を対象にする制度として高等学校等就学支援金制度(所得制限有り)、公的職業訓練、児童手当、遺族年金、学校におけるケア(スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等)等がある。